



茨城県報

第 1 3 8 2 号

平成14年 7 月18日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

字の区域の設定 (2 件) (地方課)	2
指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課)	4
指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課)	4
大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課)	4
大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課)	5
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (11件) (商業流通課)	6
保安林の指定の解除 (2 件) (林業課)	14
定款変更の認可 (5 件) (農村計画課)	15
道路の区域の変更 (道路維持課)	16
道路の供用の開始 (道路維持課)	16
都市計画事業の認可 (公園街路課)	16
事業計画の変更の認可 (下水道課)	17
土地改良区役員の就退任 (6 件) (土地改良事務所)	18
土地改良区役員の就任 (土地改良事務所)	24
土地改良区役員の退任 (土地改良事務所)	24
土地改良事業の適当決定 (土地改良事務所)	24
土地改良事業の認可 (3 件) (土地改良事務所)	25
土地改良事業に対する同意 (3 件) (土地改良事務所)	25
(選挙管理委員会)	
選挙管理委員会第 7 回定例会の招集.....	25

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課)	26
特定漁港漁場整備事業計画について (水産振興課)	27
建築許可に関する意見の聴取 (建築指導課)	27
開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課)	28
道路の位置の指定 (建築指導課)	28

告 示

茨城県告示第838号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により下妻市長から土地区画整理事業（下妻東部第一土地区画整理事業）に伴い、同市内の字の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の設定の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

大字本宿町二丁目に設定し小字を廃止する区域

大字下妻字谷田 戊375の一部、戊376の1の一部、戊376の2、戊377の一部、戊378の1の一部から戊378の4の一部、戊380の1の一部、戊380の2、戊381の1、戊381の3、戊382の5の一部、戊383の1の一部から戊383の3の一部

大字下妻字中城 乙700の3、乙702の一部

大字下妻字本宿 乙769、乙769の1から乙769の3、乙770の1、乙770の2

大字下妻字法泉寺台 乙771、乙772、乙773の1の一部、乙773の3、乙774の2から乙774の6、乙776の一部、乙788、乙789の2、乙789の3、乙790の2、乙790の4から乙790の6、乙791

大字下妻字法泉寺下 乙778の1の一部、乙782の1の一部、乙782の2の一部、乙784の1、乙784の2の一部、乙784の5、乙785、乙786の一部、乙788の1、乙788の4、乙788の5、乙788の7から乙788の12、乙788の14、乙792の1、乙792の3、乙794、乙814の1、乙814の2、乙815の1、乙815の2、乙816、乙817の1、乙817の2、乙818の1、乙818の2、乙819の1、乙819の2、乙820の2、乙821の2、乙822の2

大字下妻字飼指町 乙811の1から乙812の3、乙813、乙823の2、乙824の1、乙824の3、乙825の1から乙825の3、乙826の2から乙826の4、乙826の6、乙826の7、乙827の2、乙827の3

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字本城町三丁目に設定し小字を廃止する区域

大字下妻字谷田 戊357の一部、戊361の4の一部、戊362の1の一部、戊362の2から戊362の4、戊364の一部、戊366の一部、戊368、戊369の一部、戊370の一部、戊371の2の一部、戊375の一部

大字下妻字小野子 乙560の3、乙562の1、乙562の7、乙562の9、乙562の12、乙562の13、乙563の1、乙563の3、乙564、乙565の3、乙614の5、乙614の9、乙614の11、乙614の12、乙617の1から乙617の3、乙617の5、乙617の6、乙617の8、乙617の9、乙617の11、乙618の1、乙618の2、乙619の1、乙619の3、乙619の4、乙620の2、乙620の3、乙626の1、乙626の4、乙627の1、乙627の3、乙627の6から乙627の8

大字下妻字観音寺下 乙628の1、乙706、乙713の1、乙714の3

大字下妻字中城 乙636の1から乙636の4、乙702の一部

大字下妻字法泉寺台 乙773の1の一部、乙776の一部、乙777の2

大字下妻字法泉寺下 乙778の1の一部、乙778の2、乙782の1の一部、乙782の2の一部、乙782の3、乙782の4、乙784の2の一部、乙786の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字田町一丁目に設定し小字を廃止する区域

大字下妻字田町 戊288の2の一部、戊290から戊292、戊293の1、戊293の2、戊294、戊297、戊299、戊300、
戊301の1、戊302、戊304から戊306

大字下妻字谷田 戊308、戊308、戊311の1、戊311の2、戊312、^{戊313}_{戊314}の1、戊313の2、戊313の4、戊314
の2、戊315の7、戊315の10、戊318の2、戊318の3、戊319の2、戊319の3、戊320の1、
戊320の2、戊322から戊325、戊328の1から戊328の3、戊329の1、戊329の2、戊330の1、
戊330の2、戊332、戊333の1、戊334の1、戊334の2、戊335から戊339、戊342から戊344、
戊346、戊347の一部、戊348の一部、戊350の1の一部、戊375の一部、戊376の1の一部、戊
377の一部、戊378の1の一部から戊378の4の一部、戊379、戊380の1の一部、戊382の3、
戊382の5の一部、戊383の1の一部から戊383の3の一部、戊383の4、戊384の2、戊391、
戊391の7

大字下妻字駒塚 戊394、戊400、戊401

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字田町二丁目に設定し小字を廃止する区域

大字下妻字田町 戊278の2、戊279の3から戊279の5、戊280の1、戊280の3、戊281、戊282の2、戊282の
3、戊282の6から戊282の8、戊284の1、戊284の2、戊285の1、戊285の3、戊286の2
から戊286の5、戊287の1、戊287の2、戊288の1、戊288の2の一部、戊288の3

大字下妻字谷田 戊347の一部、戊348の一部、戊350の1の一部、戊350の2、戊351、戊352、戊354、戊356、
戊357の一部、戊358の2、戊358の4、戊358の5、戊359の1、戊359の3、戊360の2、戊
361の4の一部、戊362の1の一部、戊364の一部、戊366の一部、戊369の一部、戊370の一部、
戊371の1、戊371の2の一部、戊373、戊374、戊375の一部、戊376の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

茨城県告示第839号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により下妻市長から同市内の字の区域を次のとおり設定
する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の設定の効力は、下妻東部第一土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌
日から生ずるものである。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

大字本宿町二丁目に設定する区域

大字本城町一丁目 88から91、94の5

大字本城町三丁目に設定し小字を廃止する区域

大字本城町二丁目 1、2の1、2の2、3の1、3の2、4、5の1、5の2、6から8、9の1、9の2、
10の1から10の4、11から13

大字下妻字小野子 乙560の4、乙562の16、乙562の17、乙565の7、乙566の2、乙614の14、乙620の4、乙626
の6、乙627の11、乙627の13

大字田町二丁目に設定し小字を廃止する区域

大字下妻字新屋敷 戊262の4から戊262の6、戊264の2、戊267の4

大字下妻字田町 戊278の3、戊279の6、戊280の4

大字下妻字谷田 戊358の1

茨城県告示第840号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成14年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人 ナザレ園	ナザレ園福祉用具貸与事業所	那珂郡瓜連町中里365番地12	福祉用具貸与	平成14年 7月10日

茨城県告示第841号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成14年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人	居宅介護支援センター福祉の森 聖孝園	多賀郡十王町高原古田333 - 6	居宅介護支援	平成14年 6月28日

茨城県告示第842号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労働課に到着するように提出してください。

平成14年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社大穂ゴルフ練習場

代表取締役 飯 岡 弘 高

(2) 住所

つくば市若森1237

2 届出事業の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら大穂店

つくば市筑穂 2 丁目 1 番地 9

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市宮原町 2 丁目19番 4 号	藤 原 秀次郎

- (3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年 2月28日

- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,353m²

- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 59台
- イ 駐輪場の収容台数 30台
- ウ 荷さばき施設の面積 78m²
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 46m³

- (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 8 時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時45分 ~ 午後 8 時15分

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成14年 6月27日

茨城県告示第843号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名

ホームック関東株式会社

代表取締役 前 田 勝 敏

(2) 住所

つくば市吾妻 4 - 19 - 10

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームック取手店

取手市大字戸頭字飯田山1282 - 1

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

イ 駐輪場の位置

ウ 荷さばき施設の位置

エ 廃棄物等の保管施設の位置

オ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4 箇所

(変更後) 5 箇所

(3) 変更する年月日

平成15年 3 月10日

(4) 変更する理由

隣接する福祉施設からの要望に対応するため

3 届出年月日

平成14年 7 月 9 日

茨城県告示第844号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成14年 7 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ津田店

ひたちなか市津田2848 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成14年 3 月18日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 第 1 駐車場 午前 8 時45分～午前 0 時15分

第 2 駐車場 午前 8 時45分～午後 9 時

第 3 駐車場 午前 8 時45分～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成14年 2 月28日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
ひたちなか市	深夜営業に伴う来客車両，商品搬入車のアイ ドリングストップについて配慮されたい。	駐車場に隣接して一般住宅が建ち並ぶ地域 により，良好な生活環境を保持するため。

茨城県告示第845号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成14年 7 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ勝田店

ひたちなか市笹野町 1 丁目 9 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成14年 3 月14日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 第 1 駐車場 午前 8 時45分～午前 0 時15分

第 2 駐車場 午前 8 時45分～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成14年 2月28日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
ひたちなか市	深夜営業に伴う来客車両，商品搬入車のアイドリングストップについて配慮されたい。	店舗後背地は低・中高層の住居専用地域により，良好な生活環境を保持するため。

茨城県告示第846号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カタクラショッピングプラザ
取手市取手 3 丁目 4 番11号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）
平成14年 3月14日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の所在地
（変更前） 取手市取手 3 丁目 4 番30号
（変更後） 取手市取手 3 丁目 4 番11号

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第847号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について，同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルマート堀町店

水戸市堀町1020 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成13年11月29日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後11時

(変更後) 24時間営業

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第 1 駐車場 午前 8 時45分～午後11時15分

第 2 駐車場 午前 8 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 第 1 駐車場 24時間 (一部午前 6 時～午後11時15分)

第 2 駐車場 午前 8 時45分～午後 9 時15分

ウ 届出年月日

平成13年11月15日

2 意見の概要

店舗正面の店舗兼住居に隣接する駐車場内の午後 9 時以降の自動車走行騒音について、利用を制限する駐車区画の見直しや駐車場出入口 B の西側への移設など、適切な対応策を講ずること。

茨城県告示第848号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成14年 7 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東京インテリア家具つくば店

結城郡石下町新石下1591

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成13年11月19日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,552m²

(変更後) 5,597m²

- (イ) 駐車場の位置及び収容台数
 - (変更前) 収容台数 35台
 - (変更後) 収容台数 77台
- (ウ) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (変更前) 面積 120m²
 - (変更後) 面積 124m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (変更前) 容量 11m³
 - (変更後) 容量 22m³
- (オ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (変更前) 出入口数 2箇所
 - (変更後) 出入口数 4箇所

ウ 届出年月日

平成13年10月31日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第849号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成14年 7 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーステーション牛久店

牛久市下根町ヤツノ上434 - 1 外

- (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成13年11月12日

イ 変更しようとする事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時（書籍，C D，ゲームソフト売場は午後 9 時）

(変更後) 午後 9 時（書籍，C D，ゲームソフト売場は午後11時）

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第 1 駐車場 午前 9 時30分～午後 9 時

第 2 駐車場 午前 9 時30分～午後 9 時

(変更後) 第 1 駐車場 午前 9 時30分～午後11時

第 2 駐車場 午前 9 時30分 ~ 午後 9 時

ウ 届出年月日

平成13年10月26日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第850号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ阿見ショッピングプラザ店
稲敷郡阿見町大字阿見字下田3987

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第1項）

平成13年11月19日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 閉店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分 ~ 午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午後10時15分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成13年11月 2 日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第851号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

増岡ショッピングプラザ

牛久市栄町 3 丁目136 - 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成13年12月6日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 8 時 (年間60日は午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分 ~ 午後 8 時15分 (年間60日は午後 9 時15分)

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午後10時15分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成13年11月19日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第852号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ田尻店

日立市田尻町 3 丁目903番 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成13年12月6日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午後10時15分

ウ 届出年月日

平成13年11月20日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第853号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年 7 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

高萩ショッピングセンターユートピア

高萩市大字安良川字柳町165 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成13年12月 6 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（一部午前 9 時30分）

閉店時刻 午後 8 時（一部、年間60日は午後 9 時）

(変更後) 開店時刻 午前 9 時（一部午前 9 時30分）

閉店時刻 午後10時（一部午後 8 時）

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時15分～午後 8 時15分（年間60日は午後 9 時15分）

(変更後) 第 1 駐車場 午前 8 時45分～午後10時15分

第 2 駐車場 午前 9 時15分～午後 8 時15分

ウ 届出年月日

平成13年11月20日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第854号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年 7 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

八郷ショッピングプラザ

新治郡八郷町柿岡5682 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成13年12月 6 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 8 時（一部、年間60日は午後 9 時）

(変更後) 開店時刻 午前 9 時（一部午前10時）

閉店時刻 午後 9 時（一部午後 8 時）

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 8 時15分（年間60日は午後 9 時15分）

(変更後) 午前 8 時45分～午後 9 時15分

ウ 届出年月日

平成13年11月20日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第855号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 7 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除する保安林の所在場所

常陸太田市稲木町字陳澤山1753番26, 1753番27

2 指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

茨城県告示第856号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除する保安林の所在場所

常陸太田市瑞竜町字新地2487番3，字東長屋脇2858番2

2 指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

茨城県告示第857号

平成14年 4月30日付けで、鱒川土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成14年 7月 9日認可した。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第858号

平成14年 5月27日付けで馬掛土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成14年 7月11日認可した。

平成14年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第859号

平成14年 5月28日付けで入沼土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成14年 7月11日認可した。

平成14年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第860号

平成14年 5月28日付けで立川土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成14年 7月11日認可した。

平成14年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第861号

平成14年 6月 4日付けで稲荷川土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第

30条第 2 項の規定により平成14年7月11日認可した。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 玉里水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡美野里町大字堅倉字宿 1000番地先から 東茨城郡美野里町大字先後字西前 156番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 18.0 最小 5.2	メートル 2,594	
東茨城郡美野里町大字堅倉字宿 1000番地先から 東茨城郡美野里町大字先後字西前 156番 1 地先まで 東茨城郡美野里町大字堅倉字西明池 487番地先から 東茨城郡美野里町大字先後字西前 156番 1 地先まで	新 (A) (B)	最大 18.0 最小 5.2 最大 49.0 最小 16.3	2,594 2,192	バイパスの 新設

茨城県告示第863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 下関河内小生瀬線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字高柴字高削27番地先から
久慈郡大子町大字高柴字穴畑167番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 7月18日

茨城県告示第864号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
茨城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・188号 桜の郷中央通り線
- 3 事業施行期間
平成14年 7 月18日から
平成17年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
茨城県東茨城郡茨城町大字近藤字宮附, 桜の郷, 並びに大字大戸字富士谷津, 字富士山, 及び字原ノ前地内
 - (2) 使用の部分
茨城県東茨城郡茨城町大字大戸字富士谷津地内

茨城県告示第865号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

平成14年 7 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 ひたちなか市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画下水道事業
ひたちなか市単独公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和46年 1 月12日から
平成18年 3 月31日まで
- 4 事業地
イ 事業地
 - (1) 収用の部分 平成 7 年茨城県告示第168号の事業地を削除する。
 - (2) 使用の部分 昭和46年茨城県告示第60号, 昭和50年茨城県告示第318号, 昭和55年茨城県告示第496号, 昭和61年茨城県告示第503号, 昭和63年茨城県告示第445号, 平成 3 年茨城県告示第419号, 平成 7 年茨城県告示第168号, 平成 9 年茨城県告示第859号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域
ひたちなか市大字東石川字海老内及び字はしかべの全部, 大字東石川字十文字, 字宮下, 字可美, 字向山及び六ツ野の各一部, 大字中根笹野の全部, 大字中根字六ツ野の一部, 東石川 2 丁目, 外野 1 丁目, 東大島 3 丁目, 東大島 4 丁目, 笹野町 1 丁目及び笹野町 2 丁目の各一部の区域
- ロ 設計の概要 「別途設計の概要を指示する図面」のとおり
- ハ 事業施工期間 昭和46年 1 月12日から平成18年 3 月31日

茨城県告示第866号

茨城県久慈郡金砂郷町大字高柿137番地に事務所を置く久米土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年 7月18日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 庄 司 昭 也

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
久慈郡金砂郷町大字玉造1283番地	理 事	秋 山 得 一
〃 〃 〃 1176番地	〃	大 串 昭 治
〃 水府村大字東連地220番地	〃	根 本 昭
〃 金砂郷町大字芦間22番地	〃	木 村 保 夫
〃 〃 〃 1513番地	〃	茅 根 武 夫
〃 〃 大字玉造1011番地	監 事	山 田 肇
〃 〃 大字芦間1094番地	〃	茅 根 隆

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
久慈郡金砂郷町大字玉造1283番地	理 事	秋 山 得 一
〃 〃 〃 618番地	〃	石 井 四 郎
〃 〃 大字芦間493番地	〃	木 村 茂 男
〃 〃 大字玉造1011番地	監 事	山 田 肇

茨城県告示第867号

石岡市大字石川1123番地の1に事務所を置く関川霞土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年 7月18日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
石岡市大字井関1506番地	理 事	鈴 木 孝 夫
〃 大字石川839番地	〃	柏 村 茂 幸
〃 大字井関1048番地	〃	小松崎 光 一
〃 大字石川26番地	〃	小 吹 賢 二
〃 〃 2109番地	〃	吉 岡 啓 之
〃 大字井関162番地	〃	吉 田 智 也
〃 〃 1107番地	〃	齋 藤 光 雄
〃 〃 2172番地の1	〃	小松崎 裕 勝
〃 大字石川1246番地の1	〃	太 田 勝 夫

住 所	職 名	氏 名
石岡市大字石川910番地の 1	理 事	小 沼 敏 宏
” ” 1407番地	”	富 田 忠 良
” 大字井関96番地	”	田 口 守
” ” 1999番地	”	見 崎 茂 樹
新治郡霞ヶ浦町穴倉3263番地の 2	”	高 田 茂
” 玉里村大字高崎748番地の 1	”	小 嶋 賢 一
石岡市大字井関997番地	監 事	坂 本 忠
新治郡玉里村大字下玉里1352番地	”	樺 木 八 郎

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
石岡市大字石川910番地の 1	理 事	小 沼 敏 宏
” ” 2558番地	”	高 塚 伸 之
” ” 840番地の 1	”	柏 村 晃
” ” 943番地の 1	”	小坂部 清 治
” ” 1421番地	”	原 田 伸 一
” 大字井関1051番地	”	小松崎 泰
” ” 839番地	”	木間塚 信 夫
” ” 1006番地	”	小松崎 孝
” ” 1592番地	”	鈴 木 晟
” ” 165番地の 1	”	鈴 木 孝 司
” ” 2541番地	”	額 賀 義
” ” 2291番地	”	小松崎 与一郎
新治郡玉里村大字下玉里1334番地の31	”	橋 本 充 正
” ” 大字高崎704番地	”	羽 鳥 忠 司
新治郡霞ヶ浦町穴倉3209番地	”	古 渡 達
石岡市大字石川1353番地	監 事	富 田 修 一
” ” 1077番地	”	渡 邊 利 充

茨城県告示第868号

下妻市大字高道祖1020番地に事務所を置く下妻市高道祖土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年 7 月18日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
下妻市大字高道祖4513番地 1	理 事	杉 山 誓 一

住 所	職 名	氏 名
下妻市大字高道祖2768番地	理 事	松 崎 保
“ “ 4515番地	“	根 本 淑 男
“ “ 3865番地 2	“	杉 山 明
“ “ 3934番地 1	“	松 崎 一 志
“ “ 4624番地	“	笠 嶋 和 良
“ “ 1024番地	“	端 一 男
“ “ 4571番地	“	吉 原 儀 男
“ “ 2737番地	“	金 子 宏
“ “ 4431番地 5	“	笠 嶋 一 男
“ “ 4599番地 1	“	渡 辺 章
“ “ 4640番地	“	笠 嶋 幸 助
“ “ 4323番地 2	“	吉 原 邦 一
“ “ 4408番地 1	“	伊 澤 晃
“ “ 4496番地	監 事	石 濱 文 夫
“ “ 4386番地 2	“	飯 村 博
“ “ 2848番地	“	小松崎 長 吉
“ “ 3881番地	“	槇 本 秋 男

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
下妻市大字高道祖4624番地	理 事	笠 嶋 和 良
“ “ 1024番地	“	端 一 男
“ “ 4571番地	“	吉 原 儀 男
“ “ 4504番地	“	端 榮
“ “ 2737番地	“	金 子 宏
“ “ 1668番地	“	高 槇 榮 治
“ “ 1473番地 3	“	柴 春 光
“ “ 4431番地 5	“	笠 嶋 一 男
“ “ 4599番地 1	“	渡 辺 章
“ “ 4640番地	“	笠 嶋 幸 助
“ “ 4323番地 2	“	吉 原 邦 一
“ “ 4408番地 1	“	伊 澤 晃
“ “ 3863番地	“	神 郡 節
“ “ 3937番地 1	“	平 山 貞 一
“ “ 4496番地	監 事	石 濱 文 夫
“ “ 4447番地	“	小松寄 毅
“ “ 3870番地	“	松 寄 弘
“ “ 4398番地	“	飯 村 修 一

茨城県告示第869号

三和町大字仁連2065番地に事務所を置く八俣幸島土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年 7月18日

茨城県境土地改良事務所長 海老原 修

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
猿島郡三和町大字谷貝475番地	理 事	鈴木 桂一郎
〃 〃 大字東山田3928番地	〃	大木 康 造
〃 〃 大字仁連2039番地 3	〃	鈴木 清 市
〃 〃 〃 1462番地	〃	山中 三 郎
〃 〃 〃 276番地 3	〃	荒井 久 男
〃 〃 大字東山田60番地	〃	石川 重 位
〃 〃 〃 2002番地 2	〃	吉羽 幸 雄
〃 〃 〃 2613番地	〃	初見 貞 雄
〃 〃 〃 989番地 3	〃	張替 啓 一
〃 境町蛇池549番地	〃	岩崎 武 雄
〃 三和町大字東山田2062番地 1	監 事	初見 為太郎
〃 〃 大字仁連142番地	〃	鈴木 光 一
〃 〃 大字東山田 5 番地 3	〃	増田 景 一
〃 〃 大字谷貝652番地 4	〃	初見 幸 男

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
猿島郡三和町大字谷貝475番地	理 事	鈴木 桂一郎
〃 〃 大字東山田3928番地	〃	大木 康 造
〃 〃 大字仁連276番地 3	〃	荒井 久 男
〃 〃 大字東山田989番地 3	〃	張替 啓 一
〃 〃 大字仁連1338番地	〃	岡田 清
〃 〃 〃 2181番地 1	〃	栗田 成 志
〃 〃 大字東山田693番地	〃	増田 明
〃 〃 〃 2111番地	〃	初見 光 宣
〃 〃 〃 2948番地 2	〃	山中 一 則
〃 境町大字内門671番地の 4	〃	山本 三 男
〃 三和町大字谷貝652番地 4	監 事	初見 幸 男
〃 〃 大字東山田42番地 2	〃	鈴木 一 夫
〃 〃 〃 1924番地	〃	川上 耕 一
〃 〃 大字仁連69番地	〃	関根 一 男

~~~~~

## 茨城県告示第870号

三和町大字仁連2065番地に事務所を置く幸江崎土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年 7月18日

茨城県境土地改良事務所長 海老原 修

## 1 退 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 猿島郡三和町大字尾崎933番地   | 理 事 | 山 中 茂   |
| 結城市大字北南茂呂1248番地   | 〃   | 鶴 見 元 一 |
| 猿島郡三和町大字諸川341番地 2 | 〃   | 赤 岩 清太郎 |
| 〃 〃 大字五部325番地     | 〃   | 生 沼 保 雄 |
| 〃 〃 大字上和田145番地    | 〃   | 山 中 眞   |
| 〃 〃 〃 553番地 4     | 〃   | 鈴 木 正 男 |
| 結城市大字北南茂呂553番地    | 〃   | 澤 田 正 美 |
| 猿島郡三和町大字尾崎619番地   | 監 事 | 栃 木 清 吉 |
| 〃 〃 大字東諸川132番地 1  | 〃   | 橋 本 一 男 |
| 結城市大字七五三場273番地 1  | 〃   | 中 村 隆   |
| 〃 大字北南茂呂424番地 1   | 〃   | 大 嶋 いみ子 |

## 2 就 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     |
|--------------------|-----|---------|
| 猿島郡三和町大字尾崎933番地    | 理 事 | 山 中 茂   |
| 結城市大字北南茂呂1248番地    | 〃   | 鶴 見 元 一 |
| 猿島郡三和町大字諸川341番地 2  | 〃   | 赤 岩 清太郎 |
| 〃 〃 大字五部325番地      | 〃   | 生 沼 保 雄 |
| 〃 〃 大字上和田145番地     | 〃   | 山 中 眞   |
| 〃 〃 〃 670番地        | 〃   | 中 村 憲 十 |
| 結城市大字七五三場1048番地の 1 | 〃   | 永 藤 定 夫 |
| 〃 大字北南茂呂239番地      | 〃   | 大 嶋 和 宏 |
| 猿島郡三和町大字尾崎619番地    | 監 事 | 栃 木 清 吉 |
| 〃 〃 大字東諸川132番地 1   | 〃   | 橋 本 一 男 |
| 結城市大字七五三場1031番地    | 〃   | 永 藤 義 章 |
| 〃 大字北南茂呂72番地       | 〃   | 荒 川 榮 夫 |

## 茨城県告示第871号

三和町大字仁連2065番地に事務所を置く三和西部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年 7月18日

茨城県境土地改良事務所長 海老原 修

## 1 退 任

| 住 所              | 職 名 | 氏 名     |
|------------------|-----|---------|
| 猿島郡三和町大字諸川1772番地 | 理 事 | 鈴 木 正 勝 |
| " " 大字大和田948番地   | "   | 青 木 秀 二 |
| " " 大字諸川271番地    | "   | 鈴 木 博   |
| " " " 1164番地     | "   | 杉 山 和 男 |
| " " " 2335番地     | "   | 関 浩 一   |
| " " 大字駒込944番地    | "   | 関 清 志   |
| " " " 869番地 1    | "   | 野 尻 博   |
| " " " 702番地      | "   | 竹 内 二 恵 |
| " " 大字上片田642番地   | "   | 森 榮 壽   |
| " " " 968番地 1    | "   | 渡 辺 喜 春 |
| " " 大字下片田475番地   | "   | 塚 原 正 夫 |
| " " " 314番地      | "   | 森 金太郎   |
| " " " 152番地      | "   | 石 井 文 夫 |
| " " 大字仁連1056番地   | "   | 鈴 木 孝 男 |
| " " 大字駒込944番地 1  | 監 事 | 関 重 吉   |
| " " 大字下片田583番地 1 | "   | 山 中 康 司 |
| " " 大字諸川793番地    | "   | 小 堀 勉   |

## 2 就 任

| 住 所              | 職 名 | 氏 名     |
|------------------|-----|---------|
| 猿島郡三和町大字諸川1772番地 | 理 事 | 鈴 木 正 勝 |
| " " 大字大和田948番地   | "   | 青 木 秀 二 |
| " " 大字諸川271番地    | "   | 鈴 木 博   |
| " " " 1164番地     | "   | 杉 山 和 男 |
| " " " 2335番地     | "   | 関 浩 一   |
| " " 大字駒込944番地    | "   | 関 清 志   |
| " " " 869番地 1    | "   | 野 尻 博   |
| " " " 702番地      | "   | 竹 内 二 恵 |
| " " 大字上片田642番地   | "   | 森 榮 壽   |
| " " " 968番地 1    | "   | 渡 辺 喜 春 |
| " " 大字下片田583番地 1 | "   | 山 中 康 司 |
| " " 大字仁連1056番地   | "   | 鈴 木 孝 男 |
| " " 大字上片田214番地   | "   | 武 井 利 夫 |
| " " 大字下片田481番地   | "   | 森 芳 雄   |
| " " " 718番地 4    | "   | 森 一 好   |
| " " 大字駒込944番地 1  | 監 事 | 関 重 吉   |
| " " 大字諸川793番地    | "   | 小 堀 勉   |

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     |
|--------------------|-----|---------|
| 猿島郡三和町大字下片田622番地 6 | 監 事 | 塚 原 一 男 |

## 茨城県告示第872号

行方郡麻生町富田198番地に事務所を置く麻生東部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年 7月18日

茨城県鉾田土地改良事務所長 黒 田 廣 文

就 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     |
|-----------------|-----|---------|
| 行方郡麻生町大字石神150番地 | 理 事 | 石 神 勝 男 |
| ” ” ” 1258番地    | ”   | 新 堀 義 男 |

## 茨城県告示第873号

猿島郡総和町大字小堤1454番地に事務所を置く岡郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年 7月18日

茨城県境土地改良事務所長 海 老 原 修

退 任

| 住 所              | 職 名 | 氏 名   |
|------------------|-----|-------|
| 総和町大字関戸1283 - 22 | 理 事 | 峯 敏 夫 |

## 茨城県告示第874号

桜川土地改良区から平成14年 5月13日付けで認可申請のあった羽生地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成14年 5月24日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 7月18日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

## 1 縦覧に供する書類

桜川土地改良区定款の写し

羽生地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成14年 7月22日から

平成14年 8月16日まで

## 3 縦覧の場所

桜川村役場



茨城県告示第875号

平成14年 3月19日付けで岡堰土地改良区から認可申請のあった茨沼 2期地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年 6月 6日認可した。

平成14年 7月18日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

茨城県告示第876号

平成14年 3月26日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった北文間地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年 6月14日認可した。

平成14年 7月18日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

茨城県告示第877号

平成14年 3月29日付けで土浦市外十五ヶ町村土地改良区から認可申請のあった倉掛地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年 6月 6日認可した。

平成14年 7月18日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

茨城県告示第878号

平成14年 1月25日付け建第24号で北浦町長から協議のあった界地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年 6月 6日同意した。

平成14年 7月18日

茨城県鉾田土地改良事務所長 黒 田 廣 文

茨城県告示第879号

平成14年 3月 4日付けで八郷町長から協議のあった小屋地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年 5月30日同意した。

平成14年 7月18日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

茨城県告示第880号

平成14年 3月 4日付けで八郷町長から協議のあった永沼地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年 5月30日同意した。

平成14年 7月18日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第43号

平成14年第 7 回定例会を次のとおり招集する。

平成14年 7 月18日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

1 日 時

平成14年 7 月26日 (金)

午前10時30分

2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 第 9 回定例会の日程について
- (2) 市町村選挙の結果について
- (3) 政治団体の設立届出等の状況について
- (4) その他

---

公 告

---

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成14年 9 月 9 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成14年 7 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款変更認証申請のあった年月日

平成14年 7 月 1 日

2 定款変更認証申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 NPOプラザ・ねこねっと

（設立認証：平成13年11月22日，設立：平成13年11月30日）

3 代表者の氏名

今 藤 泰 資

4 主たる事務所の所在地

茨城県下館市甲490番地の 7

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会の生活者と、ボランティアや市民活動を行う個人や団体に対して、民間非営利組織の社会的認知を高め、新しい自主、自発的民間非営利活動の発掘と、その活動の資質の向上を促すために連絡・調整、調査、助言及び援助などの中間支援組織としての事業を行う。また、福祉の増進や環境保全、社会的弱者の支援、男女共同参画社会形成の促進を図るための事業を行い、もってより良き市民社会と、誰にでも優しい、潤いのある新しい地域社会を築き、不特定多数の生活者における利益に寄与することを目的とするものである。

## 1 定款変更認証申請のあった年月日

平成14年 7月 5日

## 2 定款変更認証申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あげぼのつくば会ありがとワーク館  
(設立認証：平成14年 2月25日，設立：平成14年 3月 8日)

## 3 代表者の氏名

釜 野 徳 明

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県西茨城郡岩瀬町大字上野原地新田166番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者のための入所及び通所授産事業を行い、日常生活の相談、支援等の対応や地域交流活動を通して障害者の健全育成を行うことにより、社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的とする。

~~~~~  
特定漁港漁場整備事業計画について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり特定漁港漁場整備事業計画（大津計画）、特定漁港漁場整備事業計画（那珂湊地区）、特定漁港漁場整備事業計画（波崎地区）及び特定漁港漁場整備事業計画（茨城地区）を公表する。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

（「次のとおり」は省略し、特定漁港漁場整備事業計画（大津地区）、特定漁港漁場整備事業計画（那珂湊地区）、特定漁港漁場整備事業計画（波崎地区）及び特定漁港漁場整備事業計画（茨城地区）を茨城県農林水産部水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~  
建築許可に関する意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。

平成14年 7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- |           |                                                |
|-----------|------------------------------------------------|
| 1 意見の聴取期日 | 平成14年 7月22日（月）午前10時30分から                       |
| 2 意見の聴取場所 | 結城市大字結城字公達9784番地                               |
| 3 意見の聴取事項 | 第1種低層住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること<br>店舗（物品販売店）の新築 |
| 4 申請者住所氏名 | 群馬県高崎市高関町380番地<br>株式会社 カインズ<br>代表取締役 土 屋 裕 雅   |
| 5 建築物構造規模 | 鉄骨造 平屋建て 新築<br>申請延べ面積 13,315.49平方メートル          |
| 6 敷地面積    | 31,341.35平方メートル                                |
| 7 原 動 機   | 新增設 7.85キロワット・既設 0.0キロワット                      |
| 8 建築物の位置  | 結城市大字結城字公達9784 - 3他12筆                         |
- ~~~~~

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成14年 7 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市南 6 丁目 4 番 6 , 同番 7 , 同番10, 同番11, 同番13, 同番16, 同番17

## 2 事業主の住所及び氏名

牛久市南 6 丁目 4 番 9

忠 岡 節 美

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字鬼ヶ窪字南小割1245番 9 , 1252番 1 , 1253番 1 , 1254番 1 , 1256番 3

同市大字島名字東坪505番 3 , 508番 2

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都港区南青山 4 - 1 - 6

トミヤアパレル株式会社

取締役社長 木 田 克 也

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字神分字日光前45番 4 , 48番 2 , 49番, 50番, 56番 4 , 56番 7

## 2 事業主の住所及び氏名

下館市大字神分56番地の 7

株式会社 ホンダベルノ茨城西

代表取締役社長 関 光 弘

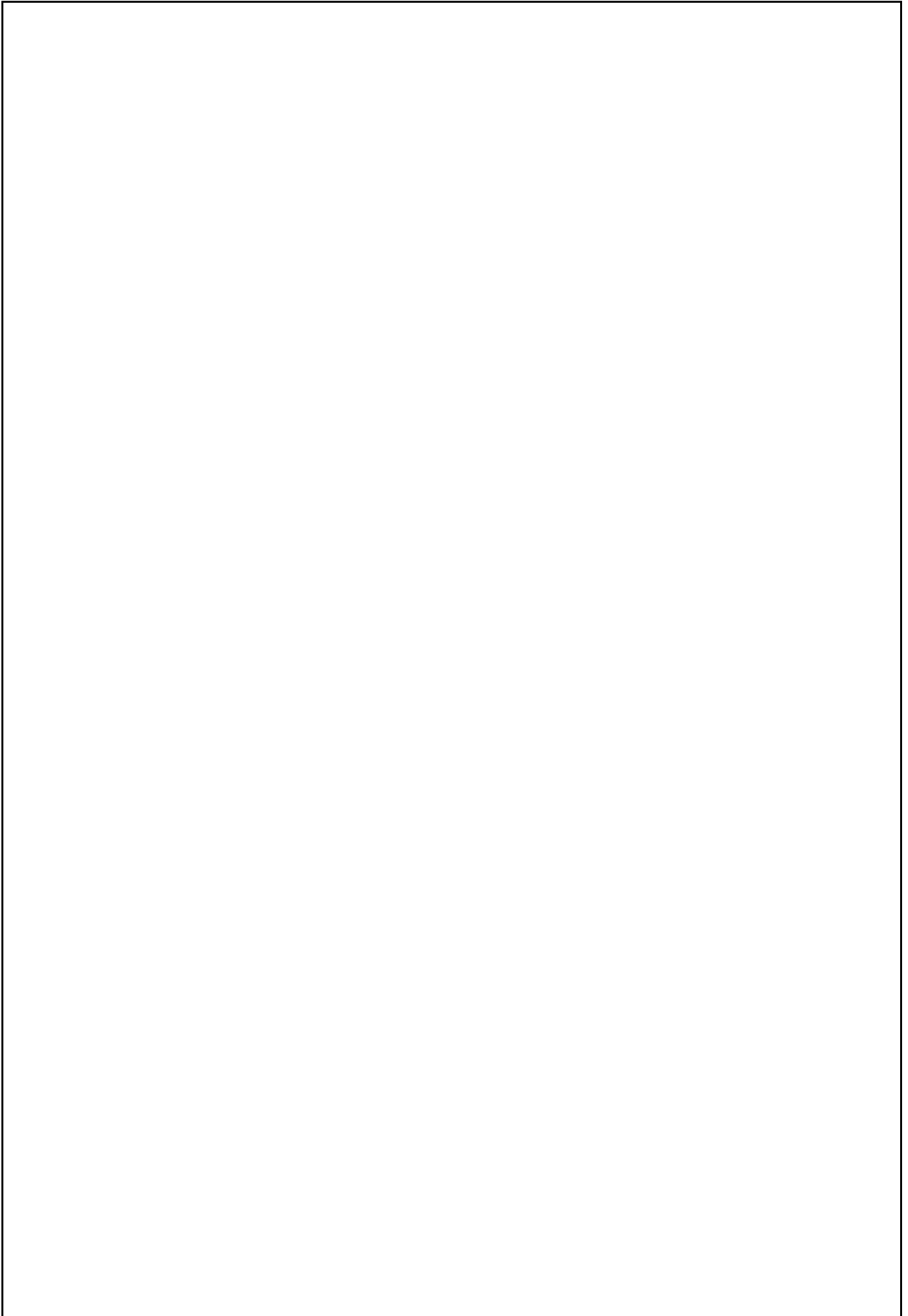
## 道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成14年 7 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指定年月日         | 申 請 者 |               | 道 路 の 位 置                                   | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|---------------|-------|---------------|---------------------------------------------|--------------|---------------|
|                  |               | 氏 名   | 住 所           |                                             | 幅 員          | 延 長           |
| 北総建指令<br>第 402 号 | 平成14年 7 月 5 日 | 磯 文夫  | 笠間市福原3562 - 2 | 笠間市福原字新谷3562<br>番 4 , 同番 5 , 同番 7 ,<br>同番 8 | メートル<br>4.07 | メートル<br>32.20 |



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)